令和３年８月農業委員会総会議事録

令和3年8月24日午後3時00分、令和3年8月農業委員会総会を弘前市役所市民防災館3階防災会議室に招集する。

出席委員 15名

3番	三上	幸雄	委員	6番	成田	繁則	委員	12番	棟方	健	委員
13番	木村	芳文	委員	15番	奥元	勝義	委員	16番	髙橋	貴志	委員
17番	須藤	秀人	委員	18番	大湯	茂八郎	委員	19番	伊藤	公正	委員
20番	兜森	弘義	委員	22番	藤田	善明	委員	23番	前田	優考	委員
24番	町田	高司	委員	25番	佐藤	剛郎	委員	26番	山内	知人	委員

欠席委員　1名

14番　小田桐　明　委員

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席調整に協力した委員 9名

1番	岩谷	裕子	委員	2番	成田	忠光	委員	4番	佐藤	耕一	委員
7番	小林	政貴	委員	8番	三上	悦治	委員	9番	平井	秀樹	委員
10番	進藤	司	委員	11番	石岡	千鶴子	委員	21番	小嶋	勇成	委員

出席事務局　　9名

事務局長	菅野　昌子	事務局次長	吉田　秀樹
事務局次長補佐	佐藤　祝幸	事務局主幹兼農地調整係長	澤田　明人
事務局農地利用促進係長	藤田　智恵子	事務局総務係長	高木　一誠
岩木分室農林係長	浅利　敏江	相馬分室主幹兼係長	藤田　徹
事務局主事	大浦　空		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第53号　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について

議案第54号　農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について

議案第55号　農用地利用集積計画の決定について

議案第56号　農用地利用集積計画策定の要請について

議案第57号　農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

報告第 26号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について

報告第 27号　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について

報告第 28号　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

報告第 29号　非農地の判断について

［開始時刻 15 時 00 分］

事務局次長　ただいまから令和 3 年 8 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 14 番小田桐明委員 1 名であります。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席の調整にご協力いただいた委員が 1 番岩谷裕子委員、2 番成田忠光委員、4 番佐藤耕一委員、7 番小林政貴委員、8 番三上悦治委員、9 番平井秀樹委員、10 番進藤司委員、11 番石岡千鶴子委員、21 番小嶋勇成委員であります。ただいまの出席者数は 15 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。20 番兜森弘義委員、22 番藤田善明委員、23 番前田優考委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 53 号を議題といたします。議案第 53 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　1 ページをお開き願います。議案第 53 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 1,923 ㎡、畑 14 件 26,744 ㎡、合計 15 件 28,667 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 2 件 19,152 ㎡、畑 3 件 6,612 ㎡、合計 5 件 25,764 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 8 月 12 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、小嶋勇成委員、藤田善明委員、前田優考委員、それに私、木村であります。申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 53 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第53号は、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第53号は、許可することに決定いたします。
次に、議案第54号を議題といたします。議案第54号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　11ページをお開き願います。議案第54号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑3件2,119㎡、使用収益権関係が、畑2件 1,500㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。13 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号7番及び8番は、農地区分が第1種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「住宅その他周辺居住者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であることから転用許可基準を満たすものであります。受付番号9番は、農地区分が第3種農地で、原則許可相当の農地区分であります。次に14ページをご覧ください。使用収益権関係の受付番号6番は、農地区分が第3種農地で原則許可相当の農地区分であります。受付番号7番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、一時的な利用に供することから、転用許可基準を満たすものであります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第54号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第54号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第54号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第55号を議題といたします。議案第55号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　15ページをお開き願います。議案第55号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田81㎡、畑4件8,573㎡、合計4件8,654㎡であります。また、使用収益権関係は、田116件579,219㎡、畑5件27,765㎡、合計121件606,984㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、使用収益権関係で、田116件579,219㎡、畑4件 20,490㎡、合計120件599,709㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　　本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。19ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号82番から79ページ201番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。なお、使用収益権関係受付番号83番から200番につきましては、農事組合法人がこれまで特定農作業の受託を行っていた農地について農地中間管理事業への切り替えを一斉に行うものであります。20 ページをお開きください。使用収益権関係受付番号83番から79ページ201番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、議案55号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第55号については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第55号は、委員会報告のとおり決定いたします。
次に、議案第56号を議題といたします。議案第56号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　83ページをお開き願います。議案第56号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを

事務局次長　市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田3件8,774㎡、畑1件8,196㎡、合計4件16,970㎡であります。今回提出されました4件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第18条第3項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買4件が整ったものであります。以上であります。

議　　長　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第56号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第56号については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第56号については、原案のとおり要請することに決定いたします。
次に、議案第57号を議題といたします。議案第57号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　87ページをお開き願います。議案第57号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、農用地指定除外が、6件7,040.70㎡、用途変更が、1件15,352㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。89 ページをお開きください。弘前市農用地指定除外、整理番号1番については、除外後の農地区分がその他の2種農地で、第3種農地や非農地に代替地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、第1種農地の不許可の例外規定である「農産物処理加工施設」であることから、代替地の検討を要さず転用許可基準を満たすものであります。整理番号2番及び3番は、登記地目及び現況地目が原野であることから、農地法の規制を受けないものであります。整理番号4番は、除外後の農地区分が第1種農地で原則不許可となる農地区分でありますが、不許可の例外規定である「既存施設の2分の1以内の拡張」に該当することから、転用許可基準を満たすものであります。整理番号 5番は、除外後の農地区分が第1種農地で原則不許可となる農地区分でありますが、不許可の例外規定である「住宅で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。整理番号6番は、農地法施行規則第53条第14号に該当することから、転用許可を要しないものであります。次に、91ページをお開きください。弘前市用途変更の整理番号1番について申し上げます。変更後の用途区分が農用地区域内の農業用施設用地であり、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議

調査委員長　がないものと考えられました。以上報告いたします。

議　　長　それでは、議案第57号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

三上幸雄委員　ちょっといいですか。

議　　長　はい、3番。

三上幸雄委員　ちょっと疑問に思っているのですが、農地指定除外、これ、一番に関しては、酒屋さんなので、農産物に関しての施設になるのかなという部分があるんですけれども、例えばこの4番の駐車場ですが、面積でいえば2,419㎡、これはどういう具合で許可になるのか教えてもらえればと思います。

澤田明人係長　まず4番はですね、一種農地ですけれども、不許可の例外規定というのがありまして、既存施設の2分の1以内であれば可能という、これは面積は全然関係なく、既存施設がこれの倍以上ありますので、ということです。

三上幸雄委員　私よく、広報委員会でも相談するんですけれども、どうすれば農地指定除外できるのかとか、どういう場所がいいのかとかよく聞いたりするんですけれども、しっかりと聞くことができませんでしたので、再度聞いております。うちの方でも、指定除外したいなという場所があるのですが、なかなかそれが転用にならない場合があります。しかしながらこれを見ると、2分の1以内であればいいとか。けれども、農地として活用していないでそのままにしておくのであれば指定除外して活用した方が、農地としてほとんど利用されない場所であれば、それこそ遊休農地になったり、放任園でもないけれども農地として使っていないわけで、そういうところはないものかと常日頃思っておりまして、一応そういうことで質問させていただきましたので、今後、参考にさせていただきます。ありがとうございます。

議　　長　はい、他にありませんか。

（な　し）

議　　長　議案第57号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案57号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。
次に、報告第26号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　93ページをお開き願います。報告第26号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田5件24,373㎡、畑10件68,778㎡、合計15件93,151㎡であります。なお、届出理由につきましては95ページから97ページの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第26号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第27号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　99ページをお開き願います。報告第27号は、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、5条関係が田1件809㎡、畑1件782㎡合計2件1,591㎡であります。なお、届出理由につきましては、101ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第27号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第28号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　103ページをお開き願います。報告第28号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田2件6,392㎡、畑3件50,423㎡、合計5件56,815㎡であります。なお、解約理由につきましては、105ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第28号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第29号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　107ページをお開き願います。報告第29号は、「非農地の判断について」であります。農地法第30条第1項による利用状況調査において、地区を担当する3名委員が、農地法の運用について、第4(4)、又は農林水産省経営局長通知に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、畑3筆3,739㎡であります。以上であります。

議　　長　　報告第29号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了15時31分］